



県章

山形県公報

令和3年4月1日(木)

号外(17)

目次

教育委員会関係

規則

- 山形県公立学校教員採用志願に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 2
- 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則……………同

訓令

- 山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令……………同
- 山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 3

教育委員会関係

規則

山形県公立学校教員採用志願に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第1号

山形県公立学校教員採用志願に関する規則の一部を改正する規則

山形県公立学校教員採用志願に関する規則(昭和31年12月県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。
第3条中「第2条第1項ただし書の」を「次の各号の一に該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第2条第1項ただし書の場合
- (2) 教育長が別に定める場合

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第2号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則(昭和40年4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表教職員課の項中「、人事企画担当」を削り、同表福利厚生課の項中「給付担当、年金担当」を「給付・年金担当」に改め、同表スポーツ保健課の項中「学校保健・食育担当」を「東北総体・冬季国体担当、学校保健・食育担当」に改め、「、スポーツプロジェクト担当」を削る。

第11条第1項第15号中「平成32年度国体東北ブロック大会兼東北総合体育大会」を「令和3年度国体東北ブロック大会兼東北総合体育大会及び令和5年度国民体育大会冬季大会スキー競技会」に改め、同条第2項中「及び第15号」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第3号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第20条第2項中「、学校司書主事」を「、学校司書主事、開校準備主査」に改める。
第21条の表中

学校司書主事	図書に関する業務に従事する。	を
--------	----------------	---

学校司書主事	図書に関する業務に従事する。	に改める。
開校準備主査	上司の命を受けて担当業務を処理する。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第4号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（平成18年4月県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
第2条中「競技力向上に関する」を「競技力向上及び生涯スポーツの振興に関する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第1号

庁 中
教育機関

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会公印規程（昭和38年8月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第2号

庁 中
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員服務規程（昭和43年7月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 削除」を「第6章 宿直及び日直勤務（第30条～第36条）」に改める。

第6章を次のように改める。

第6章 宿直及び日直勤務

（宿日直員の設置）

第30条 本庁に宿直又は日直の勤務に従事する職員（以下「宿日直員」という。）を置く。

2 宿日直員の人員は、別に定める。

（宿日直管理者）

第31条 宿日直勤務は、教育次長が管理する。

（宿日直命令）

第32条 宿日直員は、次の各号に掲げる者以外の職員のうちから宿日直管理者が命ずるものとする。

（1）18歳未満の職員

（2）前号に掲げる者のほか宿日直勤務に不適當な職員

（宿日直員の勤務時間）

第33条 宿日直員の勤務時間は、次のとおりとする。

（1）宿直 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで

（2）日直 午前8時30分から午後5時15分まで

2 宿日直員は、その勤務時間を経過しても引き続き勤務する宿日直員に事務の引き継ぎを終了するまでは、前項の規定にかかわらず、なお、勤務しなければならない。

（宿日直員の任務）

第34条 宿日直勤務を命ぜられた者の任務は、宿日直管理者が定める。

（宿日直員の心得）

第35条 宿日直員は、宿日直管理者が定める宿日直員心得を守らなければならない。

（その他）

第36条 この章に定めるもののほか、宿日直員の勤務について必要な事項は、宿日直管理者が定めることができる。

2 宿日直管理者は、宿日直員心得その他宿日直員の勤務内容を定め、又は変更したときは、その内容を教育長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和3年4月1日印刷
令和3年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県